

意見案第5号

## 有害鳥獣対策のさらなる推進を求める意見書

上記意見案について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び富良野市議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）第13条の規定により提出する。

令和5年9月20日

提出者	富良野市議会議員	今 利 一
賛成者	同	二 宮 利 和
	同	坂 口 邦 夫
	同	石 上 孝 雄
	同	橋 詰 亜咲美
	同	宮 田 均

—提出先— 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣

## 有害鳥獣対策のさらなる推進を求める意見書

地球温暖化等による自然環境の変化等を背景に、有害鳥獣の数は増加しており、その生息域が拡大し人々の生活圏にまで広がっている状況から、農作物への被害はもとより、農業の継続においても深刻な状態を招いている。

また、ヒグマによる人的被害が数多く報告されており、財産のみならず、人の命を守る事や安心・安全な生活を送るためにも、これまで以上の対策が急務である。

有害鳥獣については、これまでも様々な対策を講じてきているが、狩猟者の高齢化等に伴う人材不足、狩猟免許の取得や狩猟継続等に要する経費負担等の問題、加えて、銃砲刀剣類所持等取締法に係る規則の厳しい状況も重なり、狩猟者が減少傾向にある。

さらには、狩猟者が有害鳥獣捕獲後の処理に伴う負担や見回り等の経費の増加、銃弾等の購入経費を含めた維持管理費の増加等、様々な問題があり、有害鳥獣による農林業被害の根絶には至っていない状況にある。

よって、国においては、有害鳥獣対策のさらなる推進を図るため、次の事項を実施するよう強く要望する。

### 記

1. 野生鳥獣等による農林業被害を防止するため、鳥獣被害防止対策の一層の拡充を図るとともに、地方自治体が行う地域の実情に応じた鳥獣害防止施策に対する財政支援を充実すること。
2. 隣接する地方自治体が連携して対策を講ずるための制度改正や、有害鳥獣の多くが生息し繁殖している国有林等での駆除に向けて、抜本的な対策を推進すること。
3. 鳥獣被害防止総合対策交付金の継続と拡充、処理加工施設等の補助拡充等、いわゆるジビエ利用を推進するための流通経路確保対策や食文化の定着のための施策を総合的に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年9月26日

富良野市議会